

そうだん たいしょう かた
【相談の対象になる方】

しょうがいふくし
障害福祉サービス

または、

しょう じつうしょしえん きぼう
障がい児通所支援を希望する

しょう じ しょう しゃ
障がい児・障がい者



とうほうむらしゃきょうしょう しゃそうだんしえん
東峰村社協障がい者相談支援

じぎょうしょ
事業所では、

しょう かん さまざま そうだん
障がいに関する様々なご相談に

そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員が

たいおう
対応いたします！

きがる そうだん
お気軽にご相談ください。



じゅうしょ
【住所】

とうほうむらおおあざこいしはらつづみ ばんち
東峰村大字小石原鼓 2846番地

とうほうむら きらくかん ない
「東峰村喜楽来館」内



そうだん ようび
【相談できる曜日】

げつ か すい もく きん
月・火・水・木・金

しゅくじつ がつ にち がつ か
※祝日、12月29日～1月3日までを

のぞ
除きます。

そうだん じかん
【相談できる時間】

あさ じ ぶん ゆうがた じ ぶん
朝8時30分～夕方5時15分



そうだん ひよう
【相談にかかる費用】

ひよう
費用はかかりません。(無料)



とうほうむらしゃきょう
東峰村社協

しょう しゃそうだんしえんじぎょうしょ
障がい者相談支援事業所

とうほうむらしょう しゃそうだんしえんじぎょうしょ
東峰村障がい者相談支援事業所

てんわ
☎74-2012 (TEL)

ふあックス
☎74-2666 (FAX)

てんわ たいおう
※電話の対応は、

へいじつあさ じ ぶん ゆうがた じ ぶん
平日朝8時30分から夕方5時15分までです。

ただし、しゅくじつ がつ にち がつ か
ただし、祝日、12月29日～1月3日までを

のぞ
除きます。



利用の流れ

※状況によって同時または前後することがあります。

①最初の相談受付

あなたの普段の生活や困りごと、希望の生活等を教えてください。



②東峰村社協障がい者相談支援事業所との契約



③サービス等利用計画案の作成

利用したい障がい福祉サービスや障がい児通所支援などを一緒に考えましょう。



④関係機関との担当者会議



⑤サービス等利用計画の完成・同意



⑥サービスの利用開始



東峰村社協障がい者相談支援事業所

では、

こんなことを行なっています。



①訪問・電話・メール・来所などの方法で、

みなさんのお話をうかがいます。

②生活の中で自分で出来ていること、誰か

に手伝ってほしいことなどを一緒に確認

し、使える障害福祉サービスや障がい児

通所支援を考えていきます。

③サービスを使う際に、必要なサービス等

利用計画を作成します。

④関係機関との連絡・調整を行ない、希望

する生活を送るお手伝いをします。